

日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資の一部を改正する件 新旧対照表

○日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資（平成19年11月15日農林水産省告示第1417号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資 <u>素材及び乾燥処理又は保存処理を施していない製材</u> をいう。	日本農林規格等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資 <u>一般材（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材並びに構造用パネルを除く。）</u> であつて、乾燥処理又は保存処理を施していないものをいう。